

(法第 28 条第 1 項関係「前事業年度の事業報告書」)

平成 22 年度の事業報告書

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 日本能力開発推進協会

1 事業の成果

当協会の活動の主たる目的である職業能力の開発及び雇用機会の拡充を支援する活動を具体的に実現するため、平成 22 年度については、昨年度の 33 講座に加え、新たに 15 講座を企画立案し実施した。その結果、昨年同様、今年度もほとんどの講座で予想を超える反響があった。

ただし、実施期間は平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までである。平成 22 年 12 月 22 日に設立者で理事の横田正隆を代表理事とする一般財団法人日本能力開発推進協会を広島市に設立したため、平成 23 年 1 月 1 日以降は、これまで同法人で行っていた資格認定事業はすべて一般財団法人で行うこととした。従って、この事業報告書では平成 22 年 4 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までに NPO 法人で取り扱った受益対象者について記載する。尚、今後も NPO 法人日本能力開発推進協会は存続し、主に職業能力開発のための情報提供事業や学会や研究会の開催などの目的で活動することを主眼とすることとした。

I 保健、医療、福祉、社会教育、学術、文化及び芸術の分野に関する職業能力開発のための実務能力認定事業について以下の 33 の実務能力認定事業を実施した。

①メンタル心理カウンセラー実務能力認定事業について

技能審査の目的 心理的に悩める人を社会的観点からもサポートできるようなカウンセラーを育成し、カウンセリング業務に従事する者の有する知識および技能の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とした。

技能審査の対象 心理学に関する基礎知識、カウンセリングに関する基礎知識、カウンセリング能力に関する職業能力を審査の対象とした。

合格者に付与する称号 メンタル心理カウンセラー

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、下記の全カリキュラムを修了した者とし、試験日程・会場については、カリキュラムを修了する中で、随時、在宅にて受験して頂いた。

履修内容（学習範囲）

- ・カウンセリングに関する基礎知識
- ・クライアントに関する基礎知識
- ・心理学に関する基礎知識
- ・脳と心の関係性
- ・発達心理学に関する基礎知識
- ・健康と心の状態
- ・精神医学の基礎知識

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は 1175 名の受益対象者があった。

②医事管理専門秘書実務能力認定事業について

技能審査の目的 医療事務業務に従事する者の有する知識および技能の程度を審査し、証明することにより、医療事務職の職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とした。

技能審査の対象 医療機関等での受付業務、院内コミュニケーション、診療報酬請求事務業務に

関する職業能力を審査の対象とした。

合格者に付与する称号 医事管理秘書検定（医科）

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 下記の全カリキュラムを修了後、随時、在宅にて受験して頂いた。

履修内容（学習範囲）

- ・医療保険制度等、公費負担医療制度の概要
- ・保険医療機関等、療養担当規則等の基礎知識
- ・診療報酬等、薬価基準、材料価格基準の基礎知識
- ・医療用語及び医学、薬学の基礎知識
- ・医療関係法規の基礎知識
- ・介護保険制度の概要
- ・診療報酬請求事務の実技

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**5名**の受益対象者があった。

③アクアセラピスト実務能力認定事業について

技能審査の目的 アクアセラピーに関する知識の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とした。

技能審査の対象 アクアセラピーについての専門的知識と技術力を審査の対象とした。

合格者に付与する称号 アクアセラピスト

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験して頂いた。

履修内容（学習範囲）

※筆記試験のみ ・体と水の関係

- ・水に関する基礎知識
- ・症例別の水の効用
- ・暮らしの中での水

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**13名**の受益対象者があった。

④うつ病アドバイザー実務能力認定事業について

技能審査の目的 うつ病に関する知識の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。

技能審査の対象 うつ病についての専門的知識と技術力を審査の対象とします。

合格者に付与する称号 うつ病アドバイザー

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験いただけます。

履修内容（学習範囲）

※筆記試験のみ ・うつ病についての基礎知識

- ・うつ病の傾向について
- ・うつ病と医療機関
- ・うつ病の診断と治療に関する基礎知識
- ・うつ病への接し方
- ・うつ病の回復期と社会復帰について

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本

年度は**86名**の受益対象者があった。

⑤エレガンスマナー資格実務能力認定事業について

技能審査の目的 一般常識、ビジネスマナーなどに関する知識の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。

技能審査の対象 一般常識、ビジネスマナーなどについての専門的知識と技術力を審査の対象とします。

合格者に付与する称号 エレガンスマナー資格

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験いただけます。

履修内容（学習範囲）

※筆記試験のみ ・服装マナーについて

- ・社内マナー
- ・ビジネスマナー
- ・喋り方などのマナー
- ・接客マナー
- ・公式マナー

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**11名**の受益対象者があった。

⑥カーサバリスタ実務能力認定事業について

技能審査の目的 コーヒーに関する知識と入れ方のスキルを審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。

技能審査の対象 コーヒーについての専門的知識と技術力を審査の対象とします。

合格者に付与する称号 カーサバリスタ

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験いただけます。

履修内容（学習範囲） ・コーヒーに関する知識

- ・コーヒーの淹れ方（ペーパードリップ・サイフォン・ネルドリップエスプレッソ・カプチャーノ）
- ・デザインカプチャーノの技術

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**37名**の受益対象者があった。

⑦ティースペシャリスト実務能力認定事業について

技能審査の目的 紅茶に関する知識と入れ方のスキルを審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。

技能審査の対象 紅茶についての専門的知識と技術力を審査の対象とします。

合格者に付与する称号 ティースペシャリスト

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験いただけます。

履修内容（学習範囲） ・紅茶に関する知識

- ・紅茶の産地、種類に関する知識
- ・紅茶の入れ方（ストレートティー・ミルクティー・アイスティー・アレンジティー）

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年

度は**38名**の受益対象者があった。

⑧カクテルアナリスト実務能力認定事業について

技能審査の目的 カクテルなど洋酒に関する知識の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。

技能審査の対象 洋酒についての専門的知識と技術力を審査の対象とします。

合格者に付与する称号 カクテルアナリスト

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験いただけます。

履修内容（学習範囲）

※筆記試験のみ ・酒場の歴史

- ・バーテンダーの基礎知識
- ・ワイン、ビール、ウイスキー、スピリッツについて
- ・リキュールについて
- ・バーの設備について
- ・カクテルの歴史と基礎知識
- ・カクテルレシピ

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**18名**の受益対象者があった。

⑨サプリメントインストラクター実務能力認定事業について

技能審査の目的 サプリメントに関する知識の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。

技能審査の対象 サプリメントについての専門的知識と技術力を審査の対象とします。

合格者に付与する称号 サプリメントインストラクター

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験いただけます。

履修内容（学習範囲）

※筆記試験のみ ・サプリメントの歴史

- ・症例別サプリメントの効用
- ・各種栄養素に関する知識

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**68名**の受益対象者があった。

⑩食育アドバイザー実務能力認定事業について

技能審査の目的 正しい食の基礎知識を持つ食育のスペシャリストを育成し、食を通じたコミュニケーション能力の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。

技能審査の対象 食に関する基礎知識、食材に関する基礎知識などを審査の対象とします。

合格者に付与する称号 食育アドバイザー

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験いただけます。

履修内容（学習範囲） ・食育の基礎知識

- ・食品の安全性についての基礎知識
- ・栄養学の基礎知識
- ・消化・吸収の仕組みに関する知識

- ・さまざまな食材についての基礎知識
- ・食育活動について

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**214名**の受益対象者があった。

⑪生活習慣病予防アドバイザー実務能力認定事業について

技能審査の目的 生活習慣病に関する知識の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。

技能審査の対象 生活習慣病についての専門的知識と技術力を審査の対象とします。

合格者に付与する称号 生活習慣病予防アドバイザー

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験いただけます。

履修内容（学習範囲）

※筆記試験のみ ・各生活習慣病についての基礎知識

- ・生活習慣病予防について

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**69名**の受益対象者があった。

⑫ダイエットインストラクター実務能力認定事業について

技能審査の目的 ダイエットに関する知識の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。

技能審査の対象 ダイエットについての専門的知識と技術力を審査の対象とします。

合格者に付与する称号 ダイエットインストラクター

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験いただけます。

履修内容（学習範囲） ・理論的ダイエット全般

- ・アルコールと間食
- ・運動と活動
- ・ダイエットの誤解
- ・脂肪について

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**57名**の受益対象者があった。

⑬チャイルドコーチングアドバイザー実務能力認定事業について

技能審査の目的 子どもの潜在能力を引き出すチャイルドコーチを育成し、児童教育に従事する者の有する知識および技能の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。

技能審査の対象 子育てに関する基礎知識、親子関係に関する基礎知識、コーチング技術に冠する職業能力を審査の対象とします。

合格者に付与する称号 チャイルドコーチングアドバイザー

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験いただけます。

履修内容（学習範囲） ・子育てに関する基礎知識

- ・聴くスキル
- ・承認スキル
- ・質問のスキル

・共感のスキル

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**131名**の受益対象者があった。

⑭中国漢方ライフアドバイザー実務能力認定事業について

技能審査の目的 中医学の基礎知識を持つスペシャリストを育成し、漢方を使ったライフアドバイザーに従事する者の有する知識および技能の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。

技能審査の対象 漢方に関する基礎知識、症状に有益な漢方の知識・能力を審査の対象とします。合格者に付与する称号 中国漢方ライフアドバイザー

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験いただけます。

履修内容（学習範囲）

※筆記試験のみ ・漢方の基礎知識

- ・症状別漢方の基礎知識
- ・一般用漢方薬の知識
- ・漢方の美容や料理に関する知識

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**85名**の受益対象者があった。

⑮トータルフードコーディネーター実務能力認定事業について

技能審査の目的 総合的な食のスペシャリストを育成し、テーブルコーディネート技術、ナプキンワーク技術、メニュー開発知識、魅せる盛り付け技術、飲食店プロデュース能力の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。

技能審査の対象 テーブルコーディネート技術、ナプキンワーク技術、メニュー開発知識、魅せる盛り付け技術、飲食店プロデュース能力を審査の対象とします。

合格者に付与する称号 トータルフードコーディネーター

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験いただけます。

履修内容（学習範囲） ・テーブルコーディネート技術

- ・メニュー開発知識
- ・ナプキンワーク技術
- ・魅せる盛り付け技術
- ・撮影テクニック
- ・飲食店プロデュース能力

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**57名**の受益対象者があった。

⑯夫婦カウンセラー実務能力認定事業について

技能審査の目的 夫婦間の問題に対し心理的に悩める人、または離婚という問題を社会的観点からもサポートできるようなカウンセラーを育成し、カウンセリング業務に従事する者の有する知識および技能の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。

技能審査の対象 現代日本の家族に関する基礎知識、夫婦カウンセラーとしてのカウンセリングに関する基礎知識、離婚に関する法的知識などの職業能力を審査の対象とします。

合格者に付与する称号 夫婦カウンセラー

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験いただけます。

履修内容（学習範囲） ・現代日本の家族について

- ・夫婦のコミュニケーションについて
- ・夫婦間暴力～DV～について
- ・カウンセラーとしての聴き方
- ・離婚の種類（協議離婚、調停離婚、審判離婚、裁判離婚、熟年離婚、国際離婚）
- ・子ども関係（親権、監護権、面談交渉権、養育費）
- ・金銭関係（慰謝料、財産分与、年金分与）

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**55名**の受益対象者があった。

⑰ペット看護師実務能力認定事業について

技能審査の目的 ペットの健康管理および看護の知識の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。

技能審査の対象 犬、猫に関する基礎知識、犬、猫の健康管理、しつけ、グルーミングの知識を審査の対象とします。

合格者に付与する称号 ペット看護師

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験いただけます。

履修内容（学習範囲） ・犬の歴史、特徴・性格

- ・猫の歴史、特徴・性格
- ・犬、猫の健康管理
- ・応急処置
- ・食事療法
- ・犬、猫のしつけ
- ・犬、猫のグルーミング

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**282名**の受益対象者があった。

⑱ペットセラピスト実務能力認定事業について

技能審査の目的 ペットの健康管理およびストレスケアの知識の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。

技能審査の対象 犬、猫に関する基礎知識、犬、猫の健康管理、しつけ、グルーミング、マッサージの知識を審査の対象とします。

合格者に付与する称号 ペットセラピスト

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験いただけます。

履修内容（学習範囲） ・犬の歴史、特徴・性格

- ・猫の歴史、特徴・性格
- ・犬、猫の健康管理
- ・応急処置
- ・食事療法
- ・犬、猫のしつけ
- ・犬、猫のグルーミング

- ・ストレスについて
- ・犬、猫へのマッサージ

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**252名**の受益対象者があった。

⑱マクロビオティックセラピスト実務能力認定事業について

技能審査の目的 マクロビオティックのスペシャリストを育成し、マクロビオティック食事療法に関する知識および技能の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。

技能審査の対象 マクロビオティックと栄養学に関する基礎知識、マクロビオティックと食材に関する基礎知識、症状に有益な食材をマクロビオティックとして調理する知識・能力を審査の対象とします。

合格者に付与する称号 マクロビオティックセラピスト

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験いただけます。

履修内容（学習範囲）

※筆記試験のみ ・マクロビオティックとは

- ・病気とマクロビオティックのかかわり方
- ・マクロビオティックと栄養学
- ・美容とマクロビオティックのかかわり方
- ・各食材のもたらす効能

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**216名**の受益対象者があった。

⑳薬膳インストラクター実務能力認定事業について

技能審査の目的 中医学の基礎知識を持つ薬膳のスペシャリストを育成し、飲食業務に従事する者の有する知識および技能の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。

技能審査の対象 中医学に関する基礎知識、薬膳に関する基礎知識、症状に有効な食材を薬膳として調理する知識・能力を審査の対象とします。

合格者に付与する称号 薬膳インストラクター

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験いただけます。

履修内容（学習範囲）

※筆記試験のみ ・薬膳の基礎知識

- ・中医学の基礎知識
- ・症状別薬膳レシピ
- ・疾患別薬膳レシピ

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**184名**の受益対象者があった。

21. 上級心理カウンセラー実務能力認定事業について

心理的に悩める人またはコミュニティを社会的観点からもサポートできるようなカウンセラーを育成し、カウンセリング業務に従事する者の有する知識および技能の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とした。

技能審査の対象 来談者中心療法に関する知識、カウンセリングに関する知識、カウンセリング能力に関する職業能力を審査の対象とした。

合格者に付与する称号 上級心理カウンセラー

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験して頂いた。

履修内容（学習範囲）

- ・来談者中心療法について
- ・信頼関係の作り方
- ・共感について
- ・かかわり技法
- ・反映技法
- ・指示技法
- ・対決技法
- ・交流分析
- ・フォーカシング
- ・共依存、アダルトチルドレン、防衛機制
- ・カウンセリング技法について
- ・インフォームドコンセント

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**352名**の受益対象者があった。

22. カラーセラピスト実務能力認定事業について

カラーセラピーを通して心理的に悩める人またはコミュニティを社会的観点からもサポートできるようなセラピストを育成し、セラピー業務に従事する者の有する知識および技能の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とした。技能審査の対象 カラーセラピーに関する知識、色彩に関する知識、カウンセリング能力に関する職業能力を審査の対象とした。

合格者に付与する称号 カラーセラピスト

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験して頂いた。

履修内容（学習範囲）

- ・カラーセラピーの歴史について
- ・色彩の基本知識
- ・色のイメージ
- ・色とパーソナリティ
- ・色と身体・感情・精神
- ・色のエネルギーと身体の関係
- ・カラーカウンセリングについて

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**237名**の受益対象者があった。

23. 家族療法カウンセラー実務能力認定事業について

家族療法に関する専門的知識および技能の程度を審査し、証明することにより、カウンセラーの職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とした。

技能審査の対象 心理学に関する基礎知識、アドラー心理学に関する基礎知識、カウンセリングに関する基礎知識、カウンセリング能力に関する職業能力を審査の対象とした。

合格者に付与する称号 家族療法カウンセラー

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験して頂いた。

履修内容（学習範囲）

- ・アドラー心理学における家族カウンセリングについて
- ・カウンセラーの心構え
- ・家族カウンセリングの基礎知識
- ・家族と子育て
- ・クライアントに対する提案について
- ・思春期の子どもたち
- ・さまざまな問題を抱える家族への関わり方

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**114名**の受益対象者があった。

24. チャイルドカウンセラー実務能力認定事業について

子育てや子どもたちとの関わり方などの問題に対し、心理的に悩める人またはコミュニティを社会的観点からもサポートできるようなカウンセラーを育成し、カウンセリング業務に従事する者の有する知識および技能の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とした。

技能審査の対象 チャイルドカウンセリングに関する知識、カウンセリング能力に関する職業能力を審査の対象とした。

合格者に付与する称号 チャイルドカウンセラー

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験して頂いた。

履修内容（学習範囲）

- ・チャイルドカウンセリングの役割と理念
- ・現代社会における子どもの問題行動
- ・こども理解のあり方
- ・教師との連携
- ・家庭訪問
- ・家族問題との関わり
- ・来談者との関わり
- ・問題行動
- ・障害

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**418名**の受益対象者があった。

25. 離婚コンサルタント実務能力認定事業については廃止し、実施しなかった。

26. アロマトリートメントアドバイザー実務能力認定事業について

精油、キャリアオイルなどアロマに関する知識、およびトリートメント技能の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とします。

技能審査の対象 アロマトリートメントについての専門的知識と技術力を審査の対象とします。

合格者に付与する称号 アロマトリートメントアドバイザー

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験して頂いた。

履修内容（学習範囲）

- ・アロマトリートメント概論
(基本手技、注意事項、禁忌事項、精油・キャリアオイルについて)

- ・セルフトリートメント
- ・部分トリートメント
- ・ベビーマッサージ
- ・コンサルテーションと記録
- ・カルテの作成

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**46名**の受益対象者があった。

27. プロフェッショナルネイリスト実務能力認定事業について

ネイルサロン業務に従事する者の有する知識および技能の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とした。

技能審査の対象 ネイルサロン業務に必要な専門的知識と技術力を審査の対象とした。

合格者に付与する称号 プロフェッショナルネイリスト

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験して頂いた。

履修内容（学習範囲）

筆記試験

- ・ネイルケア
- ・カラーリング
- ・フラットアート
- ・チップ&ラップ
- ・スカルプチュア
- ・3D・エンボスアート
- ・ソフトジェルネイル

実技試験

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**78名**の受益対象者があった。

28. メディカルハーブセラピスト実務能力認定事業について

ハーブのもつメディカルな部分を学び、心理的に悩める人またはコミュニティを癒し、社会的観点からもサポートできるよう育成し、業務に従事する者の有する知識および技能の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とした。

技能審査の対象 ハーブに関する知識、ハーブティーに関する知識、ハーブの育て方、使い方に関する知識、メディカルハーブセラピーに関する職業能力を審査の対象とした。

合格者に付与する称号 メディカルハーブセラピスト

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験して頂いた。

履修内容（学習範囲）

- ・ハーブが有効な病気と副作用について
- ・病気別ハーブ療法
- ・ハーブティーの基礎知識と利用法
- ・選び方、保存法、入れ方
- ・ハーブティーの種類と効果
- ・ハーブの基礎知識
- ・殖やし方、種子まき
- ・収穫と保存

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年

度は**110名**の受益対象者があった。

29. パワーストーンセラピスト実務能力認定事業について

技能審査の目的 パワーストーンに関する知識の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とした。

技能審査の対象 パワーストーンについての専門的知識と技術力を審査の対象とした。

合格者に付与する称号 パワーストーンセラピスト

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験して頂いた。

履修内容（学習範囲）

筆記試験のみ

- ・パワーストーンの基礎知識
- ・パワーストーンとの付き合い方
- ・パワーストーンを使った願い方
- ・ケーススタディ
- ・パワーストーンの種類別の知識

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**234名**の受益対象者があった。

30. 風水アドバイザー実務能力認定事業について

風水に関する知識および技能の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とした。

技能審査の対象 風水についての専門的知識と技術力を審査の対象とした。

合格者に付与する称号 風水アドバイザー

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験して頂いた。

履修内容（学習範囲）

- ・風水の基本(歴史、法則、日本流と中国流の違い、自然観)
- ・環境と風水
- ・人と風水
- ・時と風水
- ・住宅に関する風水
- ・商業に関する風水
- ・吉相に変えるための方法

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**43名**の受益対象者があった。

31. ペット看護師・ペットセラピスト実務能力認定事業について

ペット産業またはそれに付随する業務に従事する者の有する知識および技能の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とした。

技能審査の対象 犬、猫に関する知識、犬、猫の健康管理に関する知識、しつけなどに関する知識、グルーミング知識、技術を審査の対象とした。

合格者に付与する称号 ペット看護師、ペットセラピスト

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験して頂いた。

履修内容（学習範囲）

- ・犬の歴史、特徴・性格
- ・猫の歴史、特徴・性格
- ・犬、猫の健康管理
- ・応急処置
- ・食事療法
- ・犬、猫のしつけ
- ・犬、猫のグルーミング
- ・ストレスについて
- ・犬、猫へのマッサージ

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**7名**の受益対象者があった。

32. ビーズアーティスト実務能力認定事業について

技能審査の目的 ビーズアートに関する知識の程度を審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とした。

技能審査の対象 ビーズアートについての専門的知識と技術力を審査の対象とした。

合格者に付与する称号 ビーズアーティスト

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験して頂いた。

履修内容（学習範囲）

筆記試験のみ

- ・ピンで作る皮ひもペンダント
- ・ナイロンコートワイヤーで作るネックレス
- ・テグスで作るロングネックレス
- ・交差編みのリング
- ・シャワー台で作る花のブローチ
- ・花編みのアクセサリー
- ・9ピンとテグス編みのブレスレット
- ・ビーズボールのストラップ
- ・ワイヤーシャンクのネックレス
- ・テグス編みのネックレス

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**20名**の受益対象者があった。

33. カーサバリスタ・ティースペシャリスト実務能力認定事業について

技能審査の目的 コーヒー、紅茶に関する知識と入れ方のスキルを審査し、証明することにより、職業能力の向上と社会的経済的地位の向上に資することを目的とした。

技能審査の対象 カフェの開業についての専門的知識と技術力を審査の対象とした。

合格者に付与する称号 カーサバリスタ、ティースペシャリスト

受験資格 当協会指定の認定教育機関等が行う教育訓練において、その全カリキュラムを修了した者。

試験日程・会場 カリキュラム修了後、随時、在宅にて受験して頂いた。

履修内容（学習範囲）

- ・コーヒーに関する知識
- ・コーヒーの淹れ方
- ・バリスタ
- ・紅茶に関する知識
- ・紅茶の入れ方

上記の範囲を認定教育機関にて履修していただいた後、当協会による認定試験を行ったが、本年度は**3名**の受益対象者があった。

尚、平成22年度は、12月31日までの間、平成21年度の33認定講座に加え、新たに下記の15講座を開設し、実施したが、講座名と受益者は下記のとおりであった。一般社団法人への業務引継を目的とした、研究開発及び試行の意味もある講座であるため、詳しい講座内容は紙面の都合上省略する。

- 34 ウェディングプランナー 88名以下受益対象者
- 35 トリマーペットスタイリスト 20名
- 36 ベジタブル&フルーツアドバイザー 93名
- 37 ベビーシッター 108名
- 38 リフレクソロジスト 20名
- 39 リメイクアーティスト 9名
- 40 リンパケアセラピスト 32名
- 41 介護食アドバイザー 72名
- 42 空間プランナー 11名
- 43 雑穀マイスター 1名
- 44 産業心理カウンセラー 1名
- 45 歯科助手専門秘書検定 0名
- 46 児童英語インストラクター 22名
- 47 整体ボディケアセラピスト 49名
- 48 調剤薬局事務士資格 20名

II 上記事項に関する職業能力開発のための情報提供事業

昨年同様ITを利用した無料メールマガジンによる保健、医療、福祉、社会教育、学術、文化及び芸術の分野に関する職業能力開発についての公的支援制度の利用、教育訓練実施機関の情報、教科書・教材・文献・資料、教育に関する最新情報の配信を行い、ホームページ開設後に登録して頂いた約100名の不特定多数市民メールマガジン会員に対して情報発信を行い、希望者には事務局が個別に情報提供や、学習した技能を今後社会に対してどのように生かしていったらよいかについてのキャリアコンサルティングを行った。また、平成22年12月22日に設立者横田正隆を代表理事とする一般財団法人日本能力開発推進協会を広島市で設立し、今後はNPO法人で行っていた資格認定事業はすべて一般財団法人で行うこととした。そこで、今後のNPO法人日本能力開発推進協会の具体的な活動内容としては、主に職業能力開発のための情報提供事業や各種学会や研究会の開催などを開催することを主眼とする予定である。当然、今後も引き続き職業能力開発に関する情報のメール配信後の相談支援を行いたいと考えている。昨年同様、登録者を増やすことよりも前記の実務能力認定事業に参加して下さった受益対象者とのご縁も更に大切にし、受講修了者に対しては、現在どのような形で社会貢献できているかや、職業や資格に対する不特定多数市民の興味や社会現象を個別に実態調査し、その職場での経験談や問題点などもまとめた上で、不特定多数市民に可能な範囲で配信したいと考えており、別途企画、学会や研究会を開催しこれまでの受講者にも参加を促し、一般不特定多数市民にも参加して頂きたいと考えている。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名 (定款に 記載した 事業)	具体的な事業内容 ※各認定事業内容については、1の事業の成 果をご参照下さい。	(A)当該事業 の実施日時 (B)当該事業 の実施場所 (C)従業者の 人数	(D)受益対象者 の範囲 (E)人数	収支計算書 の事業費の 金額(単 位:千円)
実務能力 認定事業	①メンタル心理カウンセラー実務能力認定事業 ②医事管理専門秘書実務能力認定事業 ③アクアセラピスト実務能力認定事業 ④うつ病アドバイザー実務能力認定事業 ⑤エレガンスマナー資格実務能力認定事業 ⑥カーサバリスト実務能力認定事業 ⑦ティースペシャリスト実務能力認定事業 ⑧カクテルアナリスト実務能力認定事業 ⑨サプリメントインストラクター実務能力認定事業 ⑩食育アドバイザー実務能力認定事業 ⑪生活習慣病予防アドバイザー実務能力認定事業 ⑫ダイエットインストラクター実務能力認定事業 ⑬チャイルドコーチングアドバイザー実務能力認定事業 ⑭中国漢方ライフアドバイザー実務能力認定事業 ⑮トータルフードコーディネーター実務能力認定事業 ⑯夫婦カウンセラー実務能力認定事業 ⑰ペット看護師実務能力認定事業 ⑱ペットセラピスト実務能力認定事業 ⑲マクロビオティックセラピスト実務能力認定事業 ⑳薬膳インストラクター実務能力認定事業 21 上級心理カウンセラー実務能力認定事業 22 カラーセラピスト実務能力認定事業 23 家族療法カウンセラー実務能力認定事業 24 チャイルドカウンセラー実務能力認定事業 25 離婚コンサルタント実務能力認定事業 26 アロマトリートメントアドバイザー実務能力認定事業 27 プロフェッショナルネイリスト実務能力認定事業 28 メディカルハーブセラピスト実務能力認定事業 29 パワーストーンセラピスト実務能力認定事業 30 風水アドバイザー実務能力認定事業 31 ペット看護師・ペットセラピスト実務能力認定事業	(A)通年 (B)全国 (C)約2名	(D) 不特定多数研 修受講者 (E) ①1175名 ②5名 ③13名 ④86名 ⑤11名 ⑥37名 ⑦38名 ⑧18名 ⑨68名 ⑩214名 ⑪69名 ⑫57名 ⑬131名 ⑭85名 ⑮57名 ⑯55名 ⑰282名 ⑱252名 ⑲216名 ⑳184名 21.352名 22.237名 23.114名 24.418名 25.0名 26.46名	21,752

	32 ビーズアーティスト実務能力認定事業		27.78名	
	33 カーサバリスタ・ティースペシャリスト実務能力認定事業		28.110名	
	34 ウェディングプランナー実務能力認定事業		29.234名	
	35 トリマーペットスタイリスト実務能力認定事業		30.43名	
	36 ベジタブル&フルーツアドバイザー実務能力認定事業		31.7名	
	37 ベビーシッター実務能力認定事業		32.20名	
	38 リフレクソロジスト実務能力認定事業		33.3名	
	39 リメイクアーティスト実務能力認定事業		34.88名	
	40 リンパケアセラピスト実務能力認定事業		35.20名	
	41 リンパケアセラピスト実務能力認定事業		36.93名	
	42 介護食アドバイザー実務能力認定事業		37.108名	
	43 空間プランナー実務能力認定事業		37.8名	
	44 雑穀マイスター実務能力認定事業		38.20名	
	45 産業心理カウンセラー実務能力認定事業		39.9名	
	46 産業心理カウンセラー実務能力認定事業		40.32名	
	47 歯科助手専門秘書検定実務能力認定事業		40.32名	
	48 児童英語インストラクター実務能力認定事業		41.72名	
	49 整体ボディーケアセラピスト実務能力認定事業		42.11名	
	50 調剤薬局事務士資格実務能力認定事業		43.1名	
			44.1名	
			45.0名	
			46.22名	
			47.49名	
			48.20名	
			合計 5261名	
情報提供事業	職業能力開発のための情報提供事業	(A)通年 (B)全国 (C)約2名	(D)メールマガジン会員 (E)100名	0

(法第 28 条第 1 項関係「前事業年度の財産目録」)

平成 22 年度会計財産目録

平成 23 年 3 月 31 日現在

特定非営利活動法人日本能力開発推進協会

科目・摘要	金額 (単位:円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金預金			
現金 (現金手許有高)			
普通預金	1		
未収会費			
平成 22 年度会費 (0 名分)	0		
流動資産合計		1	
2 固定資産			
車両 (0 台)	0		
備品 (0 台)	0		
敷金	0		
固定資産合計		0	
資産合計			1
II 負債の部			
1 流動負債			
買掛金			
未払金			
前受金			
仮受金	0		
流動負債合計		0	0
2 固定負債			
長期借入金	926,793		
固定負債合計		926,793	
負債合計			926,793
正味財産			△926,792

(法第 28 条第 1 項関係「前事業年度の貸借対照表（報告式）」)

平成 22 年度 特定非営利活動に係る会計貸借対照表

平成 23 年 3 月 31 日現在

特定非営利活動法人日本能力開発推進協会

科 目	金 額 (単位:円)		
I 資産の部			
1 流動資産			
現金			
普通預金	1		
当座預金			
未収会費			
流動資産合計		1	
2 固定資産			
車両			
什器			
備品			
敷金	0		
固定資産合計		0	
資産合計			1
II 負債の部			
1 流動負債			
買掛金			
未払金			
前受金			
仮受金			
流動負債合計			
2 固定負債			
長期借入金	926,793		
固定負債合計		926,793	
負債合計			926,793
III 正味財産の部			
前期繰越正味財産		△130,579	
当期正味財産増加額 (減少額)		△796,213	
正味財産合計			△926,792
負債及び正味財産合計			1

(法第 28 条第 1 項「前事業年度の特定非営利活動に係る事業会計収支計算書」)

平成 22 年度 特定非営利活動に係る事業会計収支計算書

平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日まで

特定非営利活動法人 日本能力開発推進協会

科 目	金 額 (単位:円)	
I 経常収入の部		
1 入会金・会費収入		
入会金収入 (0 円×0 人分)	0	
会費収入 (0 円×0 人分)	0	0
2 事業収入		
実務能力認定事業収入		
(メンタル心理カウンセラー他 47 実務検定)		
	21,752,500	21,752,500
経常収入合計		21,752,500
II 経常支出の部		
1 事業費		
(メンタル心理カウンセラー他 47 実務検定事業)		
実務能力認定事業費	3,030,020	3,030,020
2 管理費		
消耗品費	971,679	
広告宣伝費	58,575	
賃借料	512,330	
貸借料	6,040	
保険料	1,008,194	
通信費	96,000	
水道光熱費	170,000	
支払手数料	2,854,570	
運賃	13,745,270	
業務委託費	112,843	
雑費		19,518,693
経常支出合計		22,548,713
経常収支差額		△796,213
III その他資金収入の部		
1		
	0	
2 その他の事業会計から繰入		0
その他資金収入合計		0
IV その他資金支出の部		
1		
	0	0
その他資金支出合計		0

当期収支差額			△796,213
前期繰越収支差額			△130,579
次期繰越収支差額			△926,792
(正味財産増減の部)			
V 正味財産増加の部			
1 資産増加額			
当期収支差額(再掲)			
		1	
増加額合計			1
VI 正味財産減少の部			
1 負債増加額			
		926,793	
減少額合計			926,793
当期正味財産増加額 (減少額)			△796,213
前期繰越正味財産額			△130,579
当期正味財産合計			△926,792